



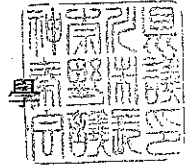
FNo.0・6・2 (甲)

令和8年8月28日

秦野市議会議員

中 村 知 也 様

秦野市議会議長 相 原



秦野市議会議員政治倫理規程第3条・政治倫理基準に違反する疑
いがある事件について（措置）

令和8年6月5日に調査請求があった、政治倫理基準に違反する疑いがある
事件について、秦野市議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第6条の
規定に基づき、貴職に対し、次のとおり措置を講じます。

1 措置の内容

飲食代金の未払い放置や自己保身のための行動、市内公的団体の懇親会の
席での威圧的な言動や暴力行為は、市議会議員としての資質に欠け、公人と
いう立場に対する認識が欠如していると言わざるを得ません。

こうした行為等は、規程第3条第6号に定める「市民全体の代表者として
品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む」ことに違反するものと認定す
るとともに、貴職に対する措置を規程第6条第3号の「辞職勧告」とします。